



意見の概要	「喫煙者と非喫煙者にとって、快適な環境を創造する」は、喫煙者を悪と捉えず、非喫煙者と共存する調和のある生活環境を実現しようとするものであり、条例（案）の目的に賛成します。
市の考え方	賛成のご意見ありがとうございます。この目的に沿って、路上喫煙に関する必要な施策を実施してまいります。

#### 【たばこの定義について】

意見の概要	「たばこ」の定義は必要ないのでしょうか。現在、「紙巻たばこ」「加熱式たばこ」「電子たばこ」があると思いますが、「紙巻たばこ」のみを想定しているように思います。
市の考え方	「たばこ」は、たばこ事業法第2条で定義されており、「紙巻たばこ」「加熱式たばこ」は、たばこ葉を使用しているため、条例（案）に規定する「たばこ」に該当します。 一方、「電子たばこ」は、たばこ葉を使用していないため、条例（案）に規定する「たばこ」には該当せず、健康増進法上でも、規制の対象外とされています。しかしながら、加熱式たばことの違いもつけにくいことから、社会のルールや喫煙マナーを考え、喫煙禁止区域での喫煙をご遠慮いただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

#### 【喫煙場所について】

意見の概要	喫煙場所を人通りが少ない場所にする、煙が流れないようにするなど、検討が必要ではないか。
市の考え方	喫煙場所は、非喫煙者への影響に配慮し、喫煙者を喫煙場所へ誘導できるようわかりやすく利用しやすい場所に設置する必要があると考えております。 江南駅の喫煙場所につきましては、多くの歩行者が通行する駅前広場の通路内を避け、煙が上方向に抜けるよう周囲を高さのあるパネルで囲い、横方向への拡散を低減するよう検討しております。

意見の概要	江南駅の喫煙場所は、西側のみ設置が予定されているが、東側にも設置できないか。また、布袋駅東西に喫煙所を整備してほしい。
市の考え方	江南駅東の喫煙場所につきましては、駅ホームへの煙の拡散等を考慮すると、適地が無いため指定することが困難と考えています。 また、布袋駅の喫煙場所については、駅前広場整備後の歩行者等の動線を検証し、非喫煙者へ配慮した位置、形状等で整備し、指定することとしております。

意見の概要	条例（案）に「路上喫煙禁止区域を指定した場合、喫煙場所を設置しなければならない」という規定を設けることはできないか。
市の考え方	将来的に、喫煙場所を整備することが難しい場所を禁止区域に指定する可能性を考慮すると、条例の中に、「喫煙場所を設置しなければならない」という規定を設けることは難しいと考えております。

意見の概要	喫煙場所付近の環境悪化が心配され、喫煙場所の設置費や維持管理費が掛かることになるため、喫煙場所を設置する必要はないと思います。
市の考え方	今回の条例は、喫煙者と非喫煙者お互いにとって、快適な環境を創造することを基本的な考え方としています。 したがって、路上喫煙禁止区域を設定し、非喫煙者の方々に、望まない受動喫煙をさせないようにする一方、マナーを守って喫煙している方の権利も考慮し、喫煙場所を設置できる旨の規定を設ける必要があると考えています。

意見の概要	第5条第2項但し書きにある、喫煙場所を設置できる旨の規定に賛成します。喫煙禁止区域内であっても、喫煙場所を特定すれば非喫煙者の迷惑にならないと考えます。
市の考え方	賛成のご意見ありがとうございます。この規定に沿って、路上喫煙に関する必要な施策を実施してまいります。

【路上喫煙禁止区域について】

意見の概要	路上喫煙禁止区域をもっと広げた方がよいのではないかと。
市の考え方	路上喫煙禁止区域については、人の通行が多く、特に路上喫煙を制限する必要があると認められる駅前広場を区域に設定しておりますが、人の通行状況などを考慮し、路上喫煙をさらに制限する必要がある場合には、区域の見直しを検討してまいります。